

船舶事故調査報告書

令和2年9月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年2月11日 15時25分ごろ
発生場所	山口県下関市蓋井島北北東方沖 蓋井島灯台から真方位025° 2.5海里（M）付近 （概位 北緯34° 08.2′ 東経130° 48.3′）
事故の概要	プレジャーボート慶幸丸は、南南東進中、また、プレジャーボートシールド Seagle II は、漂流中、両船が衝突した。 Seagle II は、船長が負傷し、船首部に破損を生じ、また、慶幸丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和2年2月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート 慶幸丸、5トン未満 291-28609山口、個人所有 11.65m (Lr) × 2.64m × 0.93m、FRP ディーゼル機関、235.36kW、平成元年2月 B プレジャーボート Seagle II、5トン未満 280-33732山口、個人所有 7.36m (Lr) × 2.61m × 1.39m、FRP ディーゼル機関、110.30kW、平成7年10月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 84歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年9月7日 免許証交付日 平成30年1月24日 (令和5年3月13日まで有効) B 船長B 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成29年12月4日 免許証交付日 平成29年12月4日 (令和4年12月3日まで有効)
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）

<p>損傷</p>	<p>A 船首部外板に擦過傷 B 船首部に破損</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約7m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0～1.5m</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、令和2年2月11日08時00分ごろ下関市吉見漁港を出港し、蓋井島の北方約5Mの釣り場で釣りを行った後、14時55分ごろ下関市水島東方沖の釣り場に向けて出発した。</p> <p>A 船は、船長Aが操舵室の右舷側の椅子に腰を掛けて操船し、船首が浮上して船首方に死角が生じていたので、ときどき操舵室天井にある見張り用の開閉口（以下「本件開閉口」という。）から頭部を出して船首方の死角を補う見張りを行いながら、自動操舵に切り替えて約12～13ノット（kn）の対地速力で南南東進した。（写真1参照）</p> <div data-bbox="748 792 1251 1151" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">写真1 A船</p> <p>A 船は、船長Aが、本件開閉口の上から頭部を出して見張りを行っていたところ、B 船を船首方約2km に視認したので、左転して避航した方が釣り場に近いと考え、約10°左転した。</p> <p>船長Aは、日頃の経験からそのまま航行すればB船の東方を約100m以上離れて通過すると思い、椅子に腰掛けて操船していたところ、15時25分ごろ衝撃音を聞き、右舷方に見えていたB船に衝突したことを認識した。</p> <p>A 船は、B 船に近づき、船長Bが怪我をしていないことを確認し、船長Bが本事故の発生を海上保安庁に通報していたので待機した後、自力航行で吉見漁港に帰港した。</p> <p>B 船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りの目的で、08時00分ごろ下関市下関漁港を出港し、関門港六連島区東部、蓋井島東北東方沖で釣りを行った後、蓋井島北北東方約2Mに移動して、14時30分ごろ機関を停止して船首を北東方に向けて漂泊した。</p> <p>船長Bは、北方にかすかに見える2隻のほか周囲に他船を見かけなかったため接近する他船はいないと思い、右舷船尾部で右舷方を向いて釣りを始めた。</p>

	<p>B船は、船長Bがときどき右舷方の見張りを行いながら釣りに集中していたが、しばらくしてふと背後を振り向いたところ、左舷方至近に船首方に向かって接近するA船を認め、どうすることもできず、左舷船首部にA船の右舷船首部が衝突した。(写真2参照)</p> <div data-bbox="614 376 1362 714" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">写真2 B船</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃で転倒したものの起き上がって、本事故の発生を海上保安庁に通報し、自力航行で帰港した。</p> <p>船長Bは、身体に異常を感じなかったが、4日後、病院で受診したところ、左側胸部等打撲と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、A船が約10kn以上の対水速力で航行する際、船首が浮上し、操舵室の右舷側の椅子に腰掛けた状態で見て正船首右舷約10°から左舷約15°までの範囲に死角を生じるので、ふだんは約2分おきに本件開閉口から頭部を出して死角を補う見張りを行っていたが、B船を見て左転した後は、安心してしばらく行わなかった。</p> <p>A船は、船長Aが、夜間航行を行わないのでレーダーを不要と思い、搭載していなかった。</p> <p>船長Aは、船首方のB船を避航する際に、強風を左舷船首方から受けていたので左転する場合は、右舷方に圧流されることを考慮して大きく転舵し、左転後もB船に近づくことがないか継続して目視で確認する必要があったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A船は、蓋井島北北東方沖において、南東約7m/sの風を左舷船首方から受け、船首方に死角を生じた状態で南南東進中、船長Aが、本件開閉口上部から船首方に視認したB船を避けようとして約10°左転後、そのままB船の東方を離れて通過できると思い、操舵室の椅子に腰掛けて航行を続けたことから、右舷方に圧流されてB船に向かっ</p>

	<p>て航行していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、蓋井島北北東方沖において、漂泊中、船長Bが、周囲に接近する他船がないと思い、右舷船尾部で右舷方を向いて釣りに集中して漂泊を続けたことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、釣り場を移動したとき、北方にかすかに見える2隻の船のほか周囲に他船を見かけなかったことから、周囲に接近する他船がないと思い、釣りに集中したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、蓋井島北北東方沖において、A船が、南東約7m/sの風を左舷船首方から受け、船首方に死角を生じた状態で南南東進中、B船が漂泊中、船長Aが、本件開閉口上部から船首方に視認したB船を避けようとして約10°左転後、そのままB船の東方を離れて通過できると思い、操舵室の椅子に腰掛けて航行を続けたため、右舷方に圧流されてB船に向かって航行していることに気付かず、また、船長Bが、周囲に接近する他船がないと思い、釣りに集中して漂泊を続けたため、接近するA船に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、船首方に死角を生じるときは、常時死角を補う見張りを行うこと。 ・航行中、強風を受けて圧流されることが予想される状況で、他船を避ける時は、風下側を通航することが望ましい。やむを得ず風上側を通航する場合には、十分に離隔して通過できるように転舵し、圧流により接近しないか継続して見張りを行いながら航行すること。 ・漂泊中、他船がないなどと思わずに、常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

